

飲食店感染予防環境整備支援事業
飲食店向け Q & A

目 次

■制度全般

- 問1 事業の実施理由を教えてください。 … P 3
- 問2 補助対象者はどうなるのか。 … P 3
- 問3 補助対象経費の範囲を知りたい。 … P 3
- 問4 補助金額はいくらか。 … P 4
- 問5 募集期間はどうなるのか。 … P 4
- 問6 申請方法について知りたい。 … P 4

■補助対象者

- 問7 接待を伴う飲食店等，令和3年10月1日の認証制度の変更に伴い，
認証制度の対象となった店舗等の申請要件等について知りたい。 … P 4
- 問8 みなし大企業は補助対象か。 … P 5

■補助対象経費

- 問 9 認証取得のために対象設備を発注したが、認証日以後に納入と
なってしまった場合、補助金の対象となるか。 … P 5
- 問 10 ポイントで購入した場合、補助金の対象となるか。 … P 6
- 問 11 送料及び振込手数料は補助金の対象となるか。 … P 6
- 問 12 空気清浄機の取り扱いを教えてください。 … P 6
- 問 13 自作した設備・備品は補助金の対象となるか。 … P 6
- 問 14 第三者が費用負担した補助対象物品について、補助金の対象となる
か。 … P 7
- 問 15 他の補助制度で対象となっている物品等について、本補助金の対象
となるか。 … P 7

問1 事業の実施理由を教えてください。

(回答)

安心して飲食店を利用できる環境作りにつながる「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」を早期に普及させるため、認証取得を目指す飲食店を支援することとしたものです。

問2 補助対象者はどうなるのか。

(回答)

県認証制度による認証を取得した飲食店を営む、中小企業者及び個人事業主が補助対象者となります。

そのほか、補助申請に当たっては、暴力団関係者に該当しないことや県税を滞納していないことなどの条件がありますが、詳細については、交付規程をご確認ください。

問3 補助対象経費の範囲を知りたい。

(回答)

認証取得のために購入等した、飛沫感染防止アクリルパネルやパーティション、CO2センサー、換気設備等が補助対象となります。

なお、感染対策のためであっても、消毒液や使用の都度交換するペーパータオル、使い捨て手袋等の消耗品のみの購入やリース料については補助対象外となります。

また、認証取得の促進を目的とするため、認証制度について発表した令和3年5月8日（土）以降に要した経費が補助対象となります。

まずは、認証取得のために、認証基準をご確認いただき、ご不明点等は認証事務局にご連絡ください。

【認証事務局】

選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証事務局

TEL : 0570-035-080

問4 補助金額はいくらか。

(回答)

補助金額は、認証取得に要した経費の合計金額が5万円以上であった場合に、1店舗あたり5万円から最大10万円までとなります。

なお、認証取得経費からは消費税分を除きます。

問5 募集期間はどうか。

(回答)

令和4年4月15日(金)から令和4年12月28日(水)までとなります。

問6 申請方法について知りたい。

(回答)

事務局ホームページより、申請書類をダウンロードの上、必要事項をご記入いただき、交付申請書に記載の関係書類一式を添付して、下記送付先まで郵送してください。

【送付先】

〒983-8799

仙台東郵便局留(仙台市宮城野区苦竹3-5-1 DNP MI 内)

飲食店感染予防環境整備支援事務局 宛

問7 接待を伴う飲食店等、令和3年10月1日の認証制度の変更に伴い、認証制度の対象となった店舗等の申請要件等について知りたい。

(回答)

認証制度の変更に伴い認証制度の対象となった店舗等についても、令和3年5月8日(土)以降に要した経費が補助対象となりますので、認証取得のうえ、申請してください。

なお、既に本補助金の交付対象となった店舗については、再度の申請は

できません。

問8 みなし大企業は補助対象か。

(回答)

中小企業者であってもいわゆるみなし大企業の場合は、補助対象外となります。

【参考】

(1) 中小企業者の定義

業種	従業員規模・資本金規模		
卸売業	100人以下	又は	1億円以下
小売業	50人以下	又は	5,000万円以下
旅館業	200人以下	又は	5,000万円以下

(2) みなし大企業の定義

○発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

○発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者

○大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

問9 認証取得のために対象設備を発注したが、認証日以後に納入となってしまった場合、補助金の対象となるか。

(回答)

認証取得日までに発注したものが対象となります。

なお、その場合には、注文票もしくは発注書等で認証取得日までに発注したことが確認できる書類の添付が必要となります。

問 1 0 ポイントで購入した場合、補助金の対象となるか。

(回答)

ポイントで支払った費用相当額は補助経費の対象外となります。

問 1 1 送料及び振込手数料は補助金の対象となるか。

(回答)

送料については、購入のための経費として、補助対象経費に含まれますが、振込手数料については、代金支払いのため金融機関に納めるものであることから、補助経費の対象外となります。

問 1 2 空気清浄機の取り扱いを教えてください。

(回答)

空気清浄機については、0.3 μm の粒子を 99.97%以上捕集できる HEPA フィルターと同等以上の性能であることが説明書等で証明できれば、補助対象となります。

なお、基準を満たさない空気清浄機であっても、換気の補助を目的とした空気の循環のために機能し、風量が 5 m^3/min 程度以上の機能を有するものについては、サーキュレーターの代替品として対象となる場合があります。

問 1 3 自作した設備・備品は補助金の対象となるか。

(回答)

材料費相当部分が補助対象となります。

問 1 4 第三者が費用負担した補助対象物品について、補助金の対象となるか。

(回答)

補助対象となる設備等は、補助対象者が費用負担したものに限られ、第三者が費用負担したものについては対象外となります。領収書等で補助対象者が費用負担したことが確認できない場合、支給対象外となる場合があります。

なお、領収書の宛名は個人事業主の場合は個人名、中小企業の場合は会社名となります。(複数店舗同時申請される場合は、可能であれば領収書に店舗名を併記されていることが望ましいです。)

問 1 5 他の補助制度で対象となっている物品等について、本補助金の対象となるか。

(回答)

他の補助制度で対象となっている物品等について、本補助金を重複して受給することはできません。